

2026 年 9 月 28 日

各位

不動産投資信託証券発行者名
 東京都千代田区神田小川町三丁目 3 番地
 ヘルスケア&メディカル投資法人
 代表者名 執行役員 藤瀬 裕司
 (コード番号 3455)
 資産運用会社名
 ヘルスケアアセットマネジメント株式会社
 代表者名 代表取締役社長 石原 久稔
 問合せ先 財務管理部長 白畑 豊徳
 TEL:03-5282-2922

資金の借入れに関するお知らせ（既存借入金の借換え）

ヘルスケア&メディカル投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日、資金の借入れ（以下「本借入れ」といいます。）について下記のとおり決定しましたので、お知らせします。

また、本借入れは、株式会社日本格付研究所による JCR ソーシャルファイナンス・フレームワーク評価を取得したソーシャルファイナンス・フレームワークに基づく「ソーシャルローン」（以下「本ソーシャルローン」といいます。）として調達します。JCR ソーシャルファイナンス・フレームワーク評価につきましては、2019年12月9日付「ソーシャルボンド発行に向けた訂正発行登録書提出に関するお知らせ」及び2020年1月22日付「投資法人債（ソーシャルボンド）の発行に関するお知らせ」に記載のとおりです。

記

I. 本借入れの概要

1. 借入内容（予定）

区分	借入先	借入金額	利率 (注 2)	借入 実行日	借入方法	返済期日	返済 方法	担保 保証
短期	株式会社 三井住友銀行	8 億円	基準金利 (全銀協 1 ヶ月 日本円 TIBOR) +0.25% (注 3)	2026 年 10 月 1 日	左記借入先 を貸付人と する 2026 年 9 月 29 日付 の個別ター ムローン貸 付契約に基 づく借入れ	2026 年 12 月 1 日	期限 一括 弁済	無担保 無保証

(注1) 本借入れは、上記借入先が合理的に満足する内容の融資に係る契約が締結されること及び別途定められる貸出前提条件をすべて充足すること等を条件とします。

(注2) 利払期日は、2026 年 11 月 2 日及び元本弁済日です。

(注3) 一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関が公表する日本円 TIBOR については、一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関のホームページ (<http://www.jbatibor.or.jp/rate/>) をご参照ください。

2. 借入れの理由

以下に記載の既存借入金（返済期日 2026 年 10 月 1 日）の返済資金に充当するものです。

区分	借入先	借入金額	利率	借入実行日	返済期日	返済方法	担保保証
短期	株式会社 三井住友銀行	8 億円	基準金利 (全銀協 1 ヶ月 日本円 TIBOR) +0.25%	2025 年 10 月 1 日	2026 年 10 月 1 日	期限 一括 弁済	無担保 無保証

(注) 借入金の詳細につきましては 2025 年 8 月 25 日付「資金の借入れに関するお知らせ」をご覧ください。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

- (1) 調達する資金の額
8 億円
- (2) 調達する資金の具体的な使途
既存借入金の返済資金に充当します。
- (3) 支出予定時期
2026 年 10 月 1 日

4. 本借入れ後の借入金等の状況

(単位：百万円)

	本借入れ実行前	本借入れ実行後	増減
短期借入金 (注)	2,570	2,570	—
長期借入金 (注)	53,100	53,100	—
借入金合計	55,670	55,670	—
投資法人債	2,000	2,000	—
借入金及び投資法人債の合計	57,670	57,670	—

(注) 短期借入金とは、借入日から返済期日までの期間が 1 年以内のものをいいます。長期借入金とは、借入日から返済期日までの期間が 1 年超のものをいい、返済期日が 1 年以内に到来するものも含まれます。また、「本借入れ実行前」には本日付の残高を、「本借入れ実行後」には本日付の残高から本借入れによる増減を反映した金額を記載しています。

5. 本ソーシャルローンの仕組み (SDGs ソーシャル・ファイナンス・フレームワーク)

SDGs ソーシャル・ファイナンス・フレームワークに対する第三者評価として株式会社日本格付研究所 (JCR) より「JCR ソーシャルファイナンス・フレームワーク評価」(注) の最上位評価である「Social 1 (F)」の評価を取得しています。

(注) 「JCR ソーシャルファイナンス・フレームワーク評価」とは、国際資本市場協会 (ICMA) が作成したソーシャルボンド原則を受けた発行体又は借入人のソーシャルボンド発行又はソーシャルローン借入方針 (ソーシャルファイナンス方針) に対する JCR による第三者評価をいいます。当該評価においては発行体又は借入人のソーシャルファイナンス方針に記載の調達資金の使途がソーシャルプロジェクトに該当するかの評価である「ソーシャル性評価」及び発行体又は借入人の管理・運営体制及び透明性について評価する「管理・運営・透明性評価」を行い、これら評価の総合評価として「JCR ソーシャルファイナンス・フレームワーク評価」が決定されます。なお、「JCR ソーシャルファイナンス・フレームワーク評価」は、個別の債券又は借入に関する評価と区別するため、評価記号の末尾に (F) をつけて表示されます。本ソーシャルローンの「JCR ソーシャルファイナンス・フレームワーク評価」は、以下の JCR のホームページに掲載されています。

<https://www.jcr.co.jp/greenfinance/social/>

Ⅱ. その他投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項

本借入れの返済等に関わるリスクに関して、2026 年 8 月 19 日に提出した有価証券届出書の「第二部 参照情報／第 2 参照書類の補完情報／5 投資リスク」に記載の内容に変更はありません。

以上

*本投資法人のホームページアドレス：<https://hcm3455.co.jp/>